

舞洲体育館のあり方検討調査業務委託仕様書

1 案件名称

舞洲体育館のあり方検討調査業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日

3 履行場所

本市指定場所

4 対象施設概要

施 設 名 称	舞洲体育館
所 在 地	大阪市此花区北港緑地 2 丁目 1 番 23 (住居表示：大阪市此花区北港緑地 2 丁目 2 番 15 号)
建 築 年 月	平成 7 年 9 月
構 造 ・ 規 模	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）及び鉄骨鉄筋コンクリート造
敷 地 面 積	57,069.14 m ²
延 床 面 積	18,061.65 m ²

5 業務内容

舞洲体育館（以下「本施設」という。）は、平成 7 年（1995 年）に建設され、各種団体の大会など約 30 年にわたり利用されてきたが、建物や設備の老朽化が著しく、機能面においても市場価値の減退が懸念される状況にある。

そのような状況の中、他都市においては新たなアリーナの建設や既存アリーナの改修が進められており、本施設においても将来に向けた有効な活用方法について検討が必要となっている。

本業務は、本施設において多角的な調査を行い、活用の可能性や改修・運営形態などの事業手法等を整理し、本市のスポーツ施設として相応しい施設のあり方を検討するものである。

(1) 計画準備

業務実施計画書を作成のうえ発注者へ提出すること。また、本調査の目的や位置づけを整理のうえ必要資料を収集すること。

(2) 現状調査・分析

本施設の課題等について、以下に示す事項の調査・分析結果の整理を行うこと。

- ①舞洲及び大阪府内を中心とした近隣の大規模アリーナの設置状況など立地環境の整理
- ②本施設の築年数や点検調査結果などによる施設の劣化状況の調査・分析
- ③本施設の利用内容、利用団体、使用料収入及び稼働率など運営状況の調査・分析
- ④その他上記の目的を達成するために必要となる調査・分析

(3) 改修事業概要の整理

他施設の改修状況を参考に本施設において必要とする機能・規模などを含めた本施設における改修範囲、改修期間や改修費用等の見込みを整理すること。

(4) 本施設を廃止した場合に想定される影響

本施設を廃止した場合に、現在実施されている大会の転出、都市格の低下、観光集客の減少及び市民のスポーツ機会の減少など想定される影響を整理すること。

(5) 本施設のあり方検討

上記(1)～(4)を踏まえ、本施設周辺を含めたコンセプトやビジョンなど今後の可能性や将来を見据えた発注者に相応しい本施設のあり方について、以下の点を重点的に広い視野を持って検討すること。

①各種団体及びプロスポーツ等の活用の見込み

今後、本施設の改修等を行った場合、各種団体・プロスポーツチームの活用見込みや招致の可能性がある興行及び大規模スポーツなどのイベントについて検討・分析を行うこと。

②基本的な方向性の整理

本施設における将来的な改修・改築、建替え及び廃止等に向けた整理を行うこと。

③事業手法の検討

現在の運営手法である定期建物賃貸借契約にとらわれることなく、財政負担の軽減、事業の安定性や民間企業の参画可能性など、改修工事や建替え工事を実施するうえで適当と考えられる事業手法を複数提示し比較すること。

④整備スケジュールの整理

マーケットサウンディングなどの事前調査、改修工事や建替え工事を実施する場合の整備スケジュールを整理すること。

6 成果物の納品

以下を納品すること。

(1) 中間報告書

上記「5 業務内容」について取りまとめのうえ、中間調査結果を概要版として令和7年9月30日までに提出すること。ただし、内容については、発注者と調整のうえ、提出すること。

(2) 最終報告書

上記「5 業務内容」について取りまとめのうえ、令和8年1月30日までに提出すること。ただし、内容については、発注者と調整のうえ、提出すること。

(3) 報告書の部数・提出方法等

【中間報告書】

紙：1部

電子データ：CD-R 1枚（PDF 及び PDF に変換する前の Word・Excel 等の元データ）

受注者は、納品すべき成果物が完成した時点で、必ずウイルスチェックを実施し、コンピューターウイルスが存在しないことを確認すること。

【最終報告書】

紙：報告書 10 部、概要版 10 部（A3 版片面 1 枚）

電子データ：CD-R 1 枚（PDF 及び PDF に変換する前の Word・Excel 等の元データ）

受注者は、納品すべき成果物が完成した時点で、必ずウイルスチェックを実施し、コンピューターウイルスが存在しないことを確認すること。

（４）納入場所

〒553-0005

大阪市福島区野田 1－1－86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟 9 階

大阪市経済戦略局スポーツ部スポーツ課

7 貸与資料

本施設の現在の利用状況など発注者が保有する資料について、業務遂行上必要であれば、契約締結後、受注者に貸与するものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を発注者に返却しなければならない。

8 その他

- （１）本仕様書及び契約書に定めのない事項については、その都度、事前に発注者と受注者において協議し決定する。
- （２）本業務の遂行にあたっては、発注者と連絡調整を密に行い、円滑に業務を遂行すること。
- （３）受注者は、本業務実施にあたり収集する個人情報及び法人情報について、発注者に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。また、業務委託の遂行上知り得た個人情報及び法人情報については、受注者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等を行わないこと。なお、発注者から提供したデータ若しくは本事業で収集したデータについては業務完了後、履行期間終了日までに発注者へ返却すること。もし、受注者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受注者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。
- （５）発注者は前項に関して必要がある場合は、立会検査を行うことができる。
- （６）受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。
- （７）受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。